

よくある質問

Q：複数の業種に申請する時、それぞれに返信用封筒やハガキが必要ですか。

A：それぞれに添付する必要はありません。受領書やハガキには『受理日』と『業者番号』が記載されますが、全ての業種について同じ受理日、同じ業者番号となります。

Q：窓口で申請書を持ち込む場合も、返信用封筒やハガキが必要でしょうか。

A：窓口にお見えになられた場合、書類を確認後（1申請あたり10分程度かかります）に不備がなければその場で「受領書」をお渡しいたします。これには、『申請書を受理しました』という旨と、日付が入りますので、受理の確認だけをされたい場合については、封筒やハガキは必要ございません。

その後明らかになる業者番号まで確認されたい場合は、窓口にお見えになる時も封筒又はハガキを添付して下さい。

Q：本社の住所が登記簿上の住所と異なる場合、何かそれを証明するような書類の添付は必要ですか。

A：印鑑登録証明書と登記簿で登記簿上の住所と実印が確認できます。その実印をもって登記簿上の住所と異なる住所を本社登録されておりますので、他に証明書類等は特段必要ありません。他の書類に記載していただく本社住所も、様式第1号にて本社住所として登録される住所を記載して下さい。

Q：「実印」とは代表者個人の実印のことですか。法人の実印ですか。

A：個人事業主の実印は代表者個人の実印を、法人の実印はその法人の実印として印鑑登録してある実印を押印してください。

Q：使用印鑑届の仕様印鑑は、丸印のみでもよいですか。

A：使用印鑑届は、実際にご使用になる印鑑を届けていただくものですので、丸印のみを使用される場合は丸印のみを押印してください。

なお、角印と丸印の両方で届出があったにも関わらず、見積書や入札書、請求書等に丸印の押印しかない場合については、印の不足とみなしますので、ご了承ください。

Q：随時の受付はしていますか。

A：伊万里市では、指名願いの随時受付は行っておりません。詳細については提出要領をご覧ください。

Q：技術者経歴書や営業所一覧表は、該当がなければ提出しなくてもよいですか。

A：「該当がなくて提出していない」のか、「提出もれ」なのかが分かりかねますので、技術者経歴書等については「該当なし」と記載のうえ提出とし、営業所一覧表については本社の記載のみを一番上の欄に行い提出をお願いします。その他、提出書類として挙がっている書類については全て同じです。

Q：「必着」とありますが、締切当日の消印は有効でしょうか。

A：「必着」ですので、その日に到着したものまでが有効となります。

Q：「経営規模等評価結果通知書 総合評定値通知書」（以下経審）について、受付期間内に取得できない場合は期限切れの経審を添付すればいいですか。

A：期限切れの経審のみの添付だと新たに経審を受けているかの判断がつきません。

経審を新たに申請中で受付期間内に取得できない場合は、申請書に県の審査済印が押印されたものを添付してください。後日、経審が取得できましたら、速やかに提出をお願いします。

Q：建設工事・業態調書（技術者関係）について「施工管理技士・建築士等の合計」と「上記合計人数の実人数」はなにが違うのですか。

A：「延べ人数」と「実際的人数」の違いになります。

「施工管理技術士・建築士等の合計」には記載いただいた人数の合計を記載することになります。そのため、検定種目・資格を一人が複数持っている場合、重複して数えていることとなりますので、「上記合計人数の実人数」の欄には検定種目・資格を持っている実際的人数を記載いただいております。